独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「附則第八条の六第一項」を「附則第八条の七第一項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十八号

平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○文部科学省令第二十六号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十五号）の施行に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十三日

文部科学大臣　馳　浩

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「附則第八条の四第一項」を「附則第八条の五第一項」に改める。

附則第八条中「附則第八条の六第一項」を「附則第八条の七第一項」に改める。

附則第九条中「附則第八条の七」を「附則第八条の八」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。